

がけ条例について（滋賀県建築基準条例第2条）

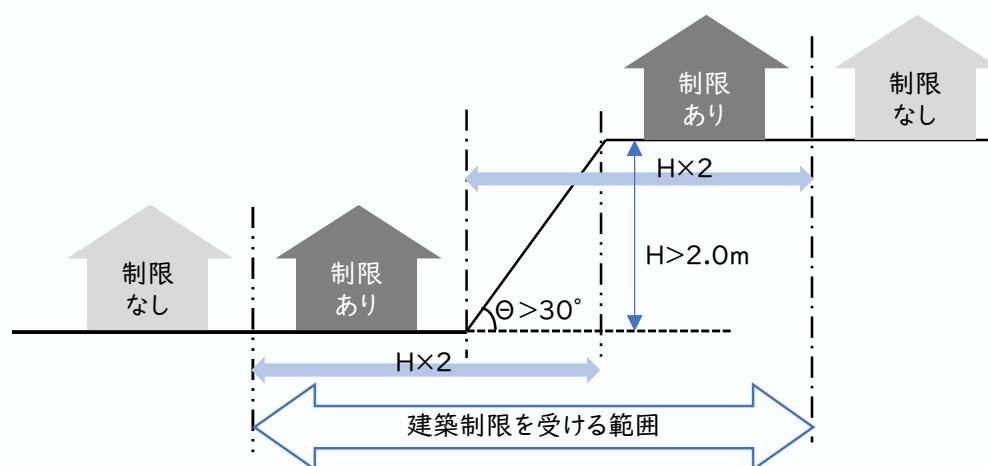


特定行政庁滋賀県※1内で敷地内および周囲に**2メートルを超えかつ角度が30度を超える**がけがある場合は、原則居室を有する建築物とがけの間はがけの高さの2倍以上の距離を保つ必要があります。

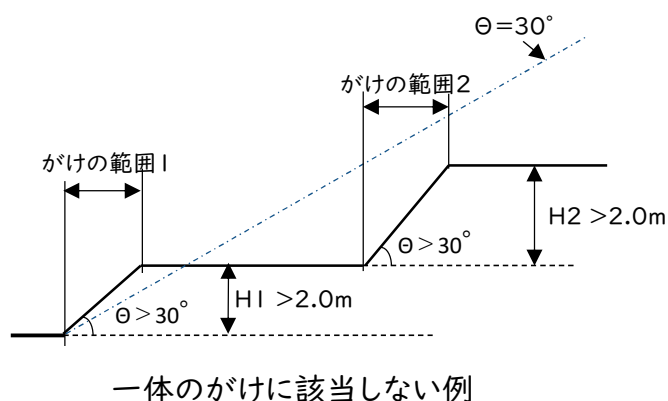
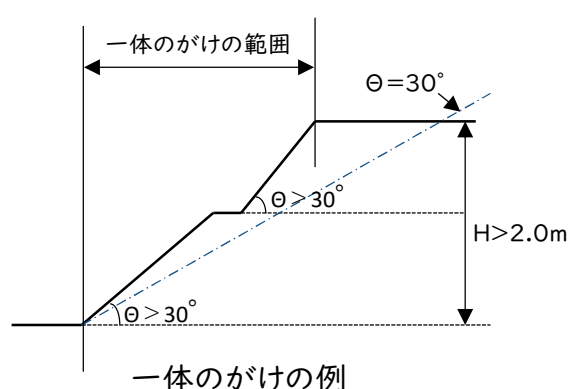
安全確保のための措置※2がなされている場合についてはこの限りではありません。

※1 栗東市・野洲市・甲賀市・湖南市・日野町・竜王町・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町・米原市・高島市に限る

※2 建築士等によりがけ等の安全確認を行うまたは滋賀県内建築基準法取扱基準4-3-07による



多段となるがけであっても、「一体のがけ」と扱う場合があります。



●問い合わせ先（下記市町以外については、各特定行政庁へお問い合わせください。）

担当部署	所管区域	連絡先
甲賀土木事務所管理調整課建築指導係	甲賀市・湖南市・栗東市・野洲市・日野町・竜王町	0748-63-6163
湖東土木事務所管理調整課建築指導係	愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町・米原市	0749-27-2250
高島土木事務所管理調整課建築指導係	高島市	0740-22-6046
滋賀県庁交通まちづくり部建築開発課指導係	上記市町（※3）	077-528-4258

※3 4階建て以上または延べ面積2,000㎡以上のもの。（左記以外の規模の場合は各土木事務所）